

新 コ 第 291 号  
令和 6 年 3 月 12 日

外来対応医療機関 管理者 殿

岡山県保健医療部  
新型コロナウイルス感染症対策室長

令和6年4月以降における外来対応医療機関の取扱い及び  
診療報酬上の特例の終了等について

平素より、本県の新型コロナウイルス感染症対策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、発熱患者等の相談、診療、検査等に御尽力いただいていることに、重ねて御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）については、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更となり、医療提供体制は幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行することとされております。

このたび、厚生労働省から別添のとおり、4月以降の外来対応医療機関の取扱い（①）及び診療報酬等（②）について事務連絡がありましたので、御確認ください。

- ①「参考資料①「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について」
- ②「令和6年度診療報酬改定による恒常的な感染症対応への見直しを踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等について」

なお、4月以降の外来対応医療機関の取扱い及び診療報酬等については、具体的には下記のとおりとなります。

記

1 外来対応医療機関の指定及び県ホームページ上での公表について

これまで、「外来対応医療機関」として県が指定を行い、県ホームページで医療機関名を公表してまいりましたが、令和6年3月31日をもって「外来対応医療機関」の指定及び公表は終了させていただきます。

令和6年3月31日まで	令和6年4月1日以降
「外来対応医療機関」として県が指定 及び県HPで公表(※) (※)諸事情により非公表の医療機関あり。	通常の医療提供体制 (県HP公表はなし(※)) <u>(※) 4月1日より県のHPで公表を行わないため、発熱患者等で事前に電話予約が必要な医療機関は自院のHP等での公表が必要となります。</u>

## 2 新型コロナに係る診療報酬上の取扱いについて

### (1) 新型コロナにおける診療報酬上の特例措置について

これまで、新型コロナ患者（疑い患者を含む）に対し、必要な感染予防策を講じて診療を行った場合、147点もしくは50点が特例措置として算定可能でしたが、令和6年3月31日で特例措置は終了となります。

外来対応医療機関の区分	令和6年3月31日まで	令和6年4月1日以降
患者を限定せず、かつ、公表している外来対応医療機関	147点	終了
かかりつけ患者のみに限定、または、公表していない外来対応医療機関	50点	

### (2) 外来感染対策向上加算等に関することについて

「外来感染対策向上加算」を令和6年3月31日において現に算定している医療機関について、自院のホームページで公表、あるいは令和6年3月31日時点の県のホームページで公表していた場合、4、5月の算定は可能です。(別添「令和6年度診療報酬改定による恒常的な感染症対応への見直しを踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等について」の「別添4」の間1参照)

また、令和6年6月の診療報酬改定で「外来感染対策向上加算」の見直しが行われ「発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者に対して適切な感染防止対策を講じた上で初診を行った場合については、発熱患者等対応加算として、月1回に限り20点を更に所定点数に加算する」とする「発熱患者等対応加算」が新設されます。

上記の加算を算定するためには「厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、「外来感染対策向上加算」を中国四国厚生局長へ届け出た保健医療機関（診療所に限る。）」であることが要件となります。(未届の医療機関は「外来感染対策向上加算」「発熱患者等対応加算」ともに算定不可)

なお、6月診療報酬改定の「外来感染対策向上加算」の算定要件となる「施設基準」は18項目あり、12項目に「当該医療機関の外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受入れを行う旨を公表し、受入れを行うために必要な感染防

止対策として、空間的・時間的分離により発熱患者等の動線を分ける等の対応を行う体制を有していること」とあります。当該項目がこれまでの「外来対応医療機関（患者を限定せず、県のホームページで公表）」に該当する項目であり、今後、「受入れを行う旨を公表」の「公表」に関しては、県のホームページによらず、自院のホームページあるいは地域医師会等のホームページ又は広報誌に掲載することとなります。

※「外来感染対策向上加算」の施設基準については、別添の「参考資料②基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」を、「外来感染対策向上加算」及び「発熱患者等対応加算」については「参考資料③「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」を御確認ください。

※下記の「令和6年度報酬改定について」に詳細な情報が掲載（一部準備中）されていますので、御確認ください。なお「外来感染対策向上加算」の届出先は「中国四国厚生局」となりますので、ご質問、不明な点がある場合、「中国四国厚生局（岡山事務所）」へお問い合わせください。詳しくは下記アドレス内にある「診療報酬に関する質問票について」を御確認ください。（電話での質問はご遠慮くださいとのことです。）

参考：中国四国厚生局ホームページより「令和6年度報酬改定について」

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/news/2012/r04shinryouhouusyuuukaitei\\_00005.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/news/2012/r04shinryouhouusyuuukaitei_00005.html)

### 3 新型コロナに係るレセプト（診療報酬明細書）の早期の提出について

新型コロナに係る医療費の公費負担については、5類感染症移行前の診療に係る医療費を含め、診療報酬請求により、県並びに岡山市及び倉敷市から、審査支払機関を通じてお支払いさせていただいているところです。

5類感染症移行後の公費負担について令和6年3月31日をもって終了となることから、5類感染症移行前の診療に係る医療費を含め、お手元に公費負担の未請求分がある場合は、令和6年度中に速やかに請求手続きを行ってください。

### 4 その他（施設基準の特例に係る一部延長）

施設基準に係る特例につきましては、別添「令和6年度診療報酬改定による恒常的な感染症対応への見直しを踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等について」の「別添3」のとおりとなっておりますので、御確認ください。

内容について、ご不明な点や質問等ある場合は、下記担当者へ御連絡願います。（ただし「外来感染対策向上加算」の内容、届出などの診療報酬に関することは、中国四国厚生局へご連絡願います。

〒700-8570

岡山市北区内山下2丁目4番6号

岡山県保健医療部 新型コロナウイルス感染症対策室 患者情報班  
担当

- ・（外来対応医療機関に関すること）八塚、大崎
- ・（診療報酬明細書の早期提出に関すること）安永

電話：086-226-7947

## 参考資料

### ①令和6年3月5日付け事務連絡

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部発

### 「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について」より抜粋

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）については、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、医療提供体制は、入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととされました。

具体的には、新型コロナの感染症法上の位置づけ変更後の医療提供体制の基本的な考え方や外来・入院医療体制、入院調整、各種公費支援等の見直し内容については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日付け事務連絡。）等においてお示しし、新型コロナに係る医療提供体制については、各都道府県において本年3月末までを対象期間とする「移行計画」を策定いただいた上で、着実に移行を進めていただきました。

今般、本年3月末をもって、通常の医療提供体制への移行期間を終了とし、本年4月以降、通常の医療提供体制とします。

#### 1. 新型コロナの医療提供体制の移行に関する基本的な考え方

- 新型コロナの医療提供体制については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和5年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、昨年5月8日より、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されるに当たり、本年3月までを移行期間とし、医療提供体制は入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととしていた。
- その後、各都道府県において、本年3月末までを対象期間に策定いただいた移行計画に沿って、幅広い医療機関で新型コロナの患者が受診できる医療提供体制に向けて、着実に移行が進められてきた。
- 具体的には、入院医療体制については、確保病床によらない形での患者の受け入れが進み、外来医療体制については、外来対応医療機関数のほか、かかりつけ患者以外に対応する医療機関数を一層拡充した。また、入院調整については、医療機関間で円滑に入院先が決定される体制となった。

#### 2. 外来医療体制

##### (1) 基本的考え方

- 外来医療体制については、患者が幅広い医療機関で受診できるようにするため、位置づけ変更以後、外来診療にあたる医療機関での感染対策の見直し、設備整備等への支援、応招義務の整理、医療機関向け啓発資料の作成・普及を行

い、本年4月以降を見据え、感染対策の強化を図ってきた。本年4月以降は広く一般的な医療機関で新型コロナの診療に対応する通常の医療提供体制に移行するよう、着実に進めていただきたい。

**(2) 外来対応医療機関の指定・公表の仕組みについて**

- 外来対応医療機関の指定・公表の仕組みは本年3月末をもって終了とする。本年4月以降は、広く一般的な医療機関において、新型コロナの診療に対応する通常の医療提供体制とする。

以下省略

**※外来感染対策向上加算に関する施設基準について**

②令和6年3月5日付け保医発0305第5号

厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官発

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」より抜粋

**【別添1 初・再診料の施設等】**

**第1の4 外来感染対策向上加算**

**1 外来感染対策向上加算に関する施設基準**

次のいずれにも該当すること。

- (1) 診療所であること。
- (2) 感染防止に係る部門「以下「感染防止対策部門」という。」を設置していること。ただし、別添3の第20の1の(1)イに規定する医療安全対策加算に係る医療安全管理部門をもって感染防止対策部門としても差し支えない。
- (3) 感染防止対策部門内に、専任の医師、看護師又は薬剤師その他の医療有資格者が院内感染管理者として配置されており、感染防止に係る日常業務を行うこと。なお、当該職員は別添3の第20の1の(1)アに規定する医療安全対策加算に係る医療安全管理者とは兼任できないが、医科点数表第1章第2部通則7に規定する院内感染防止対策に掲げる業務は行うことができる。
- (4) 感染防止対策の業務指針及び院内感染管理者の具体的な業務内容が整備されていること。
- (5) (3)の院内感染管理者により、最新のエビデンスに基づき、自施設の実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだ手順書（マニュアル）を作成し、各部署に配布していること。
- (6) (3)の院内感染管理者により、職員を対象として、少なくとも年2回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行っていること。なお、当該研修は別添2の第1の3の(5)に規定する安全管理の体制確保のための職員研修とは別に行うこと。
- (7) (3)の院内感染管理者は、少なくとも年2回程度、感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加していること。なお、感染対策向上加算1に係る届出を行った複数の医療機関と連携する場合は、当該複数の医療機関

- が開催するカンファレンスに、それぞれ少なくとも年1回参加し、合わせて年2回以上参加していること。また、感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が主催する、新興感染症の発生等を想定した訓練については、少なくとも年1回以上参加していること。
- (8) (7)に規定するカンファレンスは、ビデオ通話が可能な機器を用いて実施しても差し支えない。
  - (9) 院内の抗菌薬の適正使用について、連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会から助言を受けること。また、細菌学的検査を外委託している場合は、薬剤感受性検査に関する詳細な契約内容を確認し、検査体制を整えておくなど、「中小病院における薬剤耐性菌アウトブレイク対応ガイドンス」に沿った対応を行っていること。
  - (10) (3)の院内感染管理者により、1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行うこと。
  - (11) 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策に関する取組事項を掲示していること。
  - (12) 当該保険医療機関の外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受入れを行う旨を公表し、受入れを行うために必要な感染防止対策として、空間的・時間的分離により発熱患者等の動線を分ける等の対応を行う体制を有していること。
  - (13) 感染症法第38条第2項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関（同法第36条の2第1項の規定による通知（同項第2号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく措置を講ずる医療機関に限る。）であること。
  - (14) 新興感染症の発生時等に、発熱患者等の診療を実施することを念頭に、発熱患者等の動線を分けることができる体制を有すること。
  - (15) 厚生労働省健康局結核感染症課「抗微生物薬適正使用の手引き」を参考に、抗菌薬の適正な使用の推進に資する取組を行っていること。
  - (16) 新興感染症の発生時や院内アウトブレイクの発生時等の有事の際の対応を想定した地域連携に係る体制について、連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った他の保険医療機関等とあらかじめ協議されていること。
  - (17) 感染症から回復した患者の罹患後症状が持続している場合に、当該患者の診療について必要に応じて精密検査が可能な体制又は専門医への紹介が可能な連携体制を有していることが望ましい。
  - (18) 「A234-2」に掲げる感染対策向上加算に係る届出を行っていない保険医療機関であること。

## 2 届出に関する事項

- (1) 外来感染対策向上加算に係る届出は、別添7の様式1の4を用いること。  
なお、当該加算の届出については実績を要しない。
- (2) 令和6年3月31日において現に外来感染対策向上加算の届出を行っている保険医療機関については、令和6年12月31日までの間に限り、1の(13)に該当するものとみなす。

※「外来感染対策向上加算」及び「発熱患者等対応加算」について

③令和6年厚生労働省告示第57号  
診療報酬の算定方法の一部を改正する告示

【別表第一】医科診療報酬点数表  
区分A000 初診料より抜粋

11 組織的な感染防止対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において初診を行った場合は、外来感染対策向上加算として、月1回に限り6点を所定点数に加算する。ただし、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者に対して適切な感染防止対策を講じた上で初診を行った場合は、発熱患者等対応加算として、月1回に限り20点を更に所定点数に加算する。

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

令和6年度診療報酬改定による恒常的な感染症対応への見直しを踏まえた  
新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等について

令和5年10月以降の新型コロナウイルス感染症の位置づけの変更以降の診療報酬上の臨時的な取扱い等については、「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和5年9月15日厚生労働省保険局医療課事務連絡）等により取り扱われてきた。

今般、令和6年度の診療報酬・介護報酬の同時改定において、恒常的な感染症対応への見直しを行うことや、新型コロナウイルス感染症の流行状況や医療提供体制の状況等を踏まえ、本年4月以降、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等については、別添のとおりとすることとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関等に対し周知徹底を図られたい。

なお、下記の事務連絡及び通知については、令和6年3月31日をもって廃止し、令和6年4月以降の取扱いは本事務連絡による。

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかる疑義解釈資料の送付について（令和5年4月17日厚生労働省保険局医療課事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかる疑義解釈資料の送付について（その2）（令和5年4月27日厚生労働省保険局医療課事務連絡）
- ・令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（令和5年9月15日厚生労働省保険局医療課事務連絡）
- ・令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえた施設基準等に関する臨時的な取扱いについて（令和5年9月15日厚生労働省保険局医療課事務連絡）

- 新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について（令和5年9月28日保医発0928第1号厚生労働省保険局医療課長通知）
- 「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」等にかかる疑義解釈資料の送付について（令和5年10月19日厚生労働省保険局医療課事務連絡）
- 「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」等の一部訂正について（令和5年11月7日厚生労働省保険局医療課事務連絡）
- 「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえた施設基準等に関する臨時的な取扱いについて」の一部延長について（令和5年12月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡）

## 医科診療報酬点数表関係

## 【通則】

- 本事務連絡において、「新型コロナウイルス感染症患者」とは、新型コロナウイルス感染症と診断された患者（新型コロナウイルス感染症から回復した患者を除く。）をいう。

## 【医科診療報酬点数表に関する取扱い】

1. 令和6年5月31日までに終了する取扱いについて（令和6年診療報酬改定以降の措置に包含される対応）

- (1) 抗ウイルス剤（新型コロナウイルス感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）に係る取扱いについて

小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料、在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料又は在宅がん医療総合診療料を算定する患者に対し、抗ウイルス剤（新型コロナウイルス感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）を処方した場合については、別途、薬剤料を算定できる取扱い。

- (2) 新型コロナウイルスの検査に係る取扱い

- ① 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法に基づき療養に要する費用の額を算定する患者（同告示別表19の診断群分類点数表に基づき療養に要する費用の額を算定する患者以外の患者を除く。）に対して、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2を含む）、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出、SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス核酸同時検出（以下、「SARS-CoV-2核酸検出等」という。）並びにSARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出、SARS-CoV-2・RSウイルス抗原同時検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザウイルス・RSウイルス抗原同時検出（以下、「SARS-CoV-2抗原検出等」という。）を実施した場合にあっては、別途、SARS-CoV-2核酸検出等及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料並びにSARS-CoV-2抗原検出等及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料を算定できる取扱い。
- ② 特定機能病院において入院中の患者に対し、SARS-CoV-2核酸検出等及びSARS-CoV-2抗原検出等を実施した場合にあっては、SARS-CoV-2核酸検出等及びSARS-CoV-2抗原検出等は基本的検体検査実施料に含まれないものとし、別に算定できる取扱い。
- ③ 特定機能病院において入院中の患者に対し、SARS-CoV-2核酸検出等及びSARS-CoV-2抗原検出等を実施した場合にあっては、SARS-CoV-2核酸検出等について実施した微生物学的検査判断料及びSARS-CoV-2抗原検出等について実施した免疫学的検査判断料は基本的検体検査判断料に含まれないものとし、別に算定できる取扱い。

- ④ 次に掲げる入院料を算定する患者に対し、SARS-CoV-2 核酸検出等及び SARS-CoV-2 抗原検出等を実施した場合にあっては、別途、SARS-CoV-2 核酸検出等及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料並びに SARS-CoV-2 抗原検出等及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料を算定できる取扱い。
- ア 療養病棟入院基本料
  - イ 障害者施設等入院基本料（注 5 に規定する特定入院基本料又は注 6 に規定する点数を算定する場合に限る。）
  - ウ 有床診療所療養病床入院基本料
  - エ 救命救急入院料
  - オ 特定集中治療室管理料
  - カ ハイケアユニット入院医療管理料
  - キ 脳卒中ケアユニット入院医療管理料
  - ク 小児特定集中治療室管理料
  - ケ 新生児特定集中治療室管理料
  - コ 総合周産期特定集中治療室管理料
  - サ 新生児治療回復室入院医療管理料
  - シ 特殊疾患入院医療管理料
  - ス 小児入院医療管理料
  - セ 回復期リハビリテーション入院料
  - ソ 地域包括ケア病棟入院料
  - タ 特殊疾患病棟入院料
  - チ 緩和ケア病棟入院料
  - ツ 精神科救急急性期医療入院料
  - テ 精神科急性期治療病棟入院料
  - ト 精神科救急・合併症入院料
  - ナ 児童・思春期精神科入院医療管理料
  - ニ 精神療養病棟入院料
  - ヌ 認知症治療病棟入院料
  - ネ 特定一般病棟入院料
  - ノ 地域移行機能強化病棟入院料
  - ハ 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料
  - ヒ 短期滞在手術等基本料
- ⑤ 入院中以外において、小児科外来診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、生活習慣病管理料、手術前医学管理料又は在宅がん医療総合診療料を算定する患者に対し、SARS-CoV-2 核酸検出等及び SARS-CoV-2 抗原検出等を実施した場合にあっては、別途、SARS-CoV-2 核酸検出等及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料並びに SARS-CoV-2 抗原検出等及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料を算定できる取扱い。
- ⑥ 介護医療院等に入所する患者（介護医療院等において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者を含む。）に対し、保険医療機関が SARS-CoV-2 核酸検出等及び SARS-CoV-2 抗原検出等を実施した場合にあっては、

別途、SARS-CoV-2 核酸検出等及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料並びに SARS-CoV-2 抗原検出等及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料を算定できる取扱い。

- ⑦ ①～⑥を算定する場合において、微生物学的検査判断料及び免疫学的検査判断料は月 1 回に限り算定することができる点数であることに留意すること。また、検査を実施した日時及び検査実施の理由等について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

2. 令和 6 年 4 月以降も当面の間継続する取扱いについて（抗ウイルス剤（新型コロナウイルス感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）の特性を踏まえた対応）

- ① 新型コロナウイルス感染症患者であって、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 93 号）に基づき療養に要する費用の額を算定する患者（同告示別表 19 の診断群分類点数表に基づき療養に要する費用の額を算定する患者以外の患者を除く。）に対し、抗ウイルス剤（新型コロナウイルス感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）を投与した場合にあっては、当該薬剤に係る費用を別に算定できる。
- ② 地域包括ケア病棟入院料や療養病棟入院基本料等の基本診療料の施設基準等（令和 4 年 3 月 4 日厚生労働省告示第 55 号）別表第五の一の二、三、四及び五に規定されている入院料を算定している病棟に入院している新型コロナウイルス感染症患者については、抗ウイルス剤（新型コロナウイルス感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）を療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行ったうえで投与した場合に、抗ウイルス剤（B 型肝炎又は C 型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又は HIV 感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）とみなして、本剤に係る薬剤料を算定できる。なお、調剤料や注射実施料等の算定については特に定めのない限り、医科点数表等の取扱いに基づき取り扱うことに留意されたい。
- ③ 介護医療院又は介護老人保健施設に入所する新型コロナウイルス感染症患者に対して、抗ウイルス剤（新型コロナウイルス感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）を、療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行った上で投与した場合に、特掲診療料の施設基準等（平成 20 年厚生労働省告示第 63 号）第 16 第 2 号に規定する内服薬及び第 3 号に規定する注射薬のうち、「抗ウイルス剤（B 型肝炎又は C 型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又は HIV 感染症の効能又は効果を有するものに限る。）」とみなして、本剤に係る薬剤料を算定できる。なお、調剤料や注射実施料等の算定については、特に定めのない限り、要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成 20 年厚生労働省告示第 128 号）等に基づき取り扱うことに留意されたい。

## 調剤報酬点数表関係

## 【通則】

- 本事務連絡において、「新型コロナウイルス感染症患者」とは、新型コロナウイルス感染症と診断された患者（新型コロナウイルス感染症から回復した患者を除く。）をいう。

## 【調剤報酬点数表に関する取扱い】

## 1. 高齢者施設等における調剤の取扱い

- ① 保険薬局において、介護医療院又は介護老人保健施設に入所する新型コロナウイルス感染症患者に対して、保険医療機関から発行された処方箋に基づき調剤する場合において、処方箋を発行した医師の指示により、当該保険薬局の薬剤師が当該施設を緊急に訪問し、当該患者又は現にその看護に当たっている者に対して対面による服薬指導その他の必要な薬学的管理指導を実施し、薬剤を交付した場合には、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 1（500 点）及び薬剤料を算定できる。

また、上記の処方箋に基づく調剤において、緊急に訪問し薬剤を交付した場合であって、対面による服薬指導を実施する代わりに情報通信機器を用いた服薬指導を実施した場合には、在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料（59 点）及び薬剤料を算定できる。

なお、これらの場合にあつては在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料又は在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料に係る加算は算定できないが、算定要件を満たしていれば服薬管理指導料に係る加算を算定することができる。

- ② 保険薬局において、地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所する新型コロナウイルス感染症患者に対して、保険医療機関から発行された処方箋に基づき調剤する場合において、処方箋を発行した医師の指示により、当該保険薬局の薬剤師が当該施設を緊急に訪問し、当該患者又は現にその看護に当たっている者に対して対面による服薬指導その他の必要な薬学的管理指導を実施し、薬剤を交付した場合には、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 1（500 点）を算定できる。

また、上記の処方箋に基づく調剤において、緊急に訪問し薬剤を交付した場合であって、対面による服薬指導を実施する代わりに情報通信機器を用いた服薬指導を実施した場合には、在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料（59 点）を算定できる。

なお、これらの場合にあつては服薬管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料等は併算定できない。また、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料又は在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料に係る加算は算定できないが、算定要件を満たしていれば服薬管理指導料に係る加算を算定することができる。

## 施設基準に係る取扱いについて

## 1. 令和6年5月31日まで終了時期を延長する施設基準に係る特例について

以下の特例については、「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえた施設基準等に関する臨時的な取扱いについて」の一部延長について（令和5年12月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において令和6年3月31日まで終了することとしていたところ、冬の感染拡大や医療提供体制の状況を踏まえ、該当する場合に各地方厚生（支）局への報告を求めることとした上で、令和6年5月31日まで延長する。

## ① 月平均夜勤時間数等に1割以上の変動があった場合の取扱いについて

ア 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したこと又は保険医療機関に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症に感染し出勤ができないことにより職員が一時的に不足し、入院基本料の施設基準を満たすことができなくなる保険医療機関については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和4年3月4日保医発0304第2号。以下、「基本診療料の施設基準通知」という。）の第3の1（1）の規定にかかわらず、月平均夜勤時間数については、1割以上の一時的な変動があった場合においても、報告の対象となった最初の月※から3か月を超えない期間に限り変更の届出を行わなくてもよいものとする。

※ 令和6年1月の実績に1割以上の変動があった場合、「報告の対象となった最初の月」は1月、「報告の対象となった最初の月から3か月」とは1月から3月の期間を指す。

イ 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したこと又は保険医療機関に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症に感染し出勤ができないことにより職員が一時的に不足した保険医療機関については、基本診療料の施設基準通知の第3の1（3）及び（4）の規定にかかわらず、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者（以下「看護要員という。」）の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率については、1割以上の一時的な変動があった場合及び暦月で1か月を超える1割以内の一時的な変動があった場合においても、報告の対象となった最初の月※2から3か月を超えない期間に限り変更の届出を行わなくてもよいものとする。

※2 令和6年1月の実績に1割以上の変動があった場合又は1月及び2月の実績に1割以内の変動があった場合、「報告の対象となった最初の月」は1月、「報告の対象となった最初の月から3か月」とは1月から3月の期間を指す。

ウ アとイと同様の場合、DPC対象病院について、「DPC制度への参加等の手続きについて」（令和4年3月25日保医発0325第4号）の第1の4（2）②に規定する「DPC対象病院の基準を満たさなくなった場合」としての届出を行わなくてもよいものとする。

エ アからウの届出を行わなくてもよいこととされた保険医療機関においては、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したこと又は保険医療機関に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症に感染し出勤ができないことにより職員が一時的に不足したことを別紙様式1に記載し、各地方厚生（支）局に報告すること。

オ ア及びイの場合においても、看護要員の労働時間が適切であることが求められることは当然のことであり、例えば、非常勤職員を新たに採用するなど、看護要員の過重労働の防止に配慮すべきである。

## 2. 令和6年4月1日以降も継続する施設基準に係る特例について

- ① 再診料の注12 地域包括診療加算及び地域包括診療料の施設基準に規定する慢性疾患の指導に係る適切な研修について、2年毎の届出が必要とされているが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当該研修が中止される等のやむを得ない事情により、研修に係る施設基準を満たせない場合、届出を辞退する必要はなく、引き続き算定可能である。当該特例については、令和7年4月5日に終了する。
- ② 一定期間の実績を求める要件並びに患者及び利用者の診療実績等に係る要件について、令和5年9月30日までの間に当該保険医療機関等が対象医療機関等※であった月が含まれる場合は、当該期間については、以下ア又はイにより算出できることとする。

ア. 対象医療機関等に該当する期間については、実績を求める対象とする期間から控除した上で、控除した期間と同等の期間を遡及して実績を求める対象とする期間とする。

例1：令和5年4月から6月までの間に新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた保険医療機関における、本年4月時点での「直近1年間の実績」を求める対象とする期間

前年												当該年		
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
●	●	●	★	★	★	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○：通常の見扱ひのとおり、実績を求める対象とする月

★：対象医療機関等に該当するため、実績を求める対象としない月

●：実績期間から控除した月（★）の代用として、実績を求める対象とする月

イ. 対象医療機関等に該当する期間については、当該期間の実績値の代わりに、実績を求める対象とする期間から対象医療機関等に該当する期間を除いた期間の平均値を用いる。

例2：令和5年4月から6月までの間に新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた保険医療機関における、本年の4月時点での「直近1年間の実績」を求める対象とする期間

前年										当該年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
○	○	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○
						(注)						

○：通常の実績のとおり、実績を求める対象とする月

■：対象医療機関等に該当するため、○の平均値を代用する月

(注) 令和5年10月以降は、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた保険医療機関等であっても、通常の実績が必要であり、実績を求める対象とする期間から控除できない。

※ 対象医療機関等とは次の i から iii のいずれかの要件を満たす保険医療機関及び訪問看護ステーションを指す。

i 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた保険医療機関等

ii i に該当する保険医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等（市町村等の要請により新型コロナワクチン対応を行った保険医療機関を含む。）

iii 新型コロナウイルス感染症に感染し出勤ができない職員が在籍する保険医療機関等

※ i ～ iii に該当する保険医療機関等については、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた病棟、他の保険医療機関等に職員を派遣した病棟及び感染し出勤できない職員が在籍する病棟だけでなく、それ以外の病棟においても、同様の取扱いとする。なお、i ～ iii に該当する期間については、当該期間を含む月単位で取り扱うこととする。

## その他の診療報酬の取扱いについて（疑義解釈）

問1 区分番号「A000」初診料の注11及び区分番号「A001」再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算（以下単に「外来感染対策向上加算」という。）並びに区分番号「A234-2」の「3」感染対策向上加算3の施設基準における「新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて…発熱患者の診療等を実施する体制」について、令和6年4月以降においてどのように考えたらよいか。

(答) 現時点では、発熱患者等の診療に対応する医療機関であって、その旨を

- ・自院のホームページで公表している、又は
- ・外来対応医療機関（「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の2.（3）において示す発熱患者等の診療に対応する医療機関をいう。）として、令和6年3月31日時点の各都道府県のホームページで公表されていた

もののうち、受入患者を限定しないものが該当する。

問2 令和6年4月1日から新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬の臨時的な取扱いが変更されるが、令和6年3月31日以前より入院している患者における令和6年4月1日以降の算定について、どのように考えればよいか。

(答) 令和6年4月1日以降は、当該患者の入院日にかかわらず、変更後の取扱いに基づいて算定すること。

問3 別添3の1①のエにおいて、「新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したこと又は保険医療機関に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症に感染し出勤ができないことにより職員が一時的に不足したことを別紙様式1に記載し、各地方厚生（支）局に報告すること。」とされているが、当該報告はいつまでに行えばよいか。

(答) 前月の実績で1割以上の変動又は暦月で1か月を超える1割以内の変動があったことを把握した後、速やかに報告を行うこと。

## 理由書

0. 基本情報

保険医療機関コード	
保険医療機関名	
電話番号	

1. 基本診療料の施設基準通知の第3の1を満たさなくなった施設基準

	月平均夜勤時間数		1日当たり勤務する看護要員の数 に対する看護師の比率
	看護要員の数と入院患者の比率		看護職員の数に対する看護師の比率

2. 報告の対象となった最初の月

令和	年	月
----	---	---

3. 新型コロナウイルス感染症患者の受入及び職員の感染等の状況

① 特例を使用する病棟の入院料			
② ①の病棟の看護配置区分			
③ ①の病棟の届出病床数	床		
④ ①の病棟の1日平均入院患者数 [1か月]	(報告対象前月の1か月)	(報告対象初月の1か月)	小数点以下 切り上げ
	人	人	
⑤ ④のうち、1日平均新型コロナウイルス 感染症患者数 [1か月]	(報告対象前月の1か月)	(報告対象初月の1か月)	小数点以下 切り上げ
	人	人	
⑥ ①の病棟の月平均1日当たり看護職員 数 [報告対象初月の1か月]	人		小数点以下第2以下 切り捨て
⑦ ①の病棟の常勤換算看護職員数 [報告対象初月の翌月の1日]	人		小数点以下第2以下 切り捨て
⑧ ⑦のうち、新型コロナウイルス感染症に 感染し出勤できなくなった常勤換算看護職 員数 [報告対象初月の翌月の1日]	人		小数点以下第2以下 切り捨て
(備考) 当該病棟における新型コロナウイルスに感染した職員の出勤停止ルール等を記載			

令和      年      月      日

(法人名)  
(開設者名)